

在宅高齢者が新型コロナウイルス感染者の

濃厚接触者となった場合の対応について

日頃より本市の高齢者福祉にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

居宅介護支援事業所において、利用者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と保健所から判定された場合の、初動対応からサービスの調整についてご案内いたします。

利用者が濃厚接触者となる場面は、同居家族が陽性となった場合だけではなく、利用中の介護サービス事業所内で陽性患者が発生した場合等、様々な状況が考えられます。実際に利用者が濃厚接触者となった場合、利用者本人へのサービス提供が拒否されたり、主介護者である家族の入院や、通所系サービスが休止になったりする可能性があり、そうなった場合は、利用者の生活維持のためケアプランの変更や新たなサービスの手配が至急必要となりますので、ご対応よろしくをお願いいたします。

※濃厚接触者の健康観察期間

濃厚接触者は保健所によって判定されます。感染した方と接触後、おおむね14日間は健康観察期間となり、発症する可能性があるものとして原則、不要・不急の外出を控える期間となります。

【利用者が濃厚接触者と判定された場合の初期対応】

- ・利用者家族等から状況を聞き取り、保健所からの指示について確認をする。
- ・利用者のPCR検査の実施状況と判定日の確認。
- ・各サービス事業所に対し最終利用日の確認を行う。
- ・現時点での利用者の状況を介護保険事業課へ報告する。

要介護者 → 介護保険事業課へ必ず連絡してください

要支援者 → 受託元のアんしんケアセンターにも必ず連絡してください

→陽性となった場合は保健所の指示に従い入院・自宅療養等となる。

→検査結果は利用していた居宅サービス事業者へ情報提供を行うこと。

【利用者本人が陰性の濃厚接触者等となった場合の介護サービスの調整】

健康観察期間（おおむね14日間）は、以下に例示する諸点を考慮してケアプランの変更、事業所との調整を行って下さい。

特に、家族介護も行われており、その家族介助者が感染者となった場合には、利用者の介護が継続できなくなり、生活が成り立たなくなるため、早急のサービス調整等を要します。また、サービス調整が進まない場合には、家族介助者が入院できず自宅に居続け、利用者の感染リスクを高めることとなるため、至急の対応を行ってください。

裏面もご確認下さい

【確認すべき事項】

- ① 利用者自らにより自立した生活が送れるか。
- ② 家族等による介護協力により、配食サービス、食品の宅配等の社会資源の利用を検討しながら生活が送れるか。
- ③ 自費サービス、家政婦派遣等の活用ができるか。
- ④ 利用する通所系サービスが休止した場合、訪問系サービスへの切り替えや回数増加等で生活が維持できるか。
- ⑤ 利用中のサービス事業所がサービス提供を継続できるか。(利用者が濃厚接触者であることを理解したうえでサービス提供ができるか)

※いずれの場合も生活に必要な最低限のサービスに留めるよう調整する。

(例：入浴を清拭対応とする。リハビリを中止するなど)

・サービス提供事業者が感染予防対策を徹底しサービスを実施するにあたり衛生用品(マスク、手袋、ガウン等)が不足している場合には、各事業所で調達を行い、調達が間に合わない場合には市に相談ください。

・濃厚接触者へのサービス提供を行った事業所に対する本市独自の助成制度である「在宅高齢者へのサービス継続支援事業」があります。サービス事業所がサービス提供を拒否せず、利用者へのサービス継続を促すための制度ですので、必要により事業所にお知らせください。なお、活用にあたっては介護保険事業課への事前協議が必要です。

在宅高齢者へのサービス継続支援事業の概要

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/zaitakukoureisya_sabisukeizokusien.html

【留意事項】

- ・保健所からの情報提供により、介護保険事業課から該当の居宅介護支援事業所に対して状況を確認する場合があります。
- ・濃厚接触者となった利用者の検査結果を待たずに、早めに介護サービスの調整を行い、必要なサービスの確保に努めて下さい。

(問い合わせ先)

介護保険事業課 企画指導班

(TEL)043-245-5068 (FAX)043-245-5621

(Mail) kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp